

## 山梨県特定外来生物防除事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特定外来生物による生態系、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業に係る被害を防止し、生物の多様性を保全するため、特定外来生物の防除を実施する団体の防除活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、山梨県内に所在する特定外来生物の防除活動を実施するNPO法人、自治会及びボランティア団体とする。

(補助対象事業及び補助率)

第3条 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、山梨県内における特定外来生物の防除活動に要する経費のうち、別表に掲げる区分、項目、補助対象経費及び補助率とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 事業実施計画書（第2号様式）
- 二 活動経費計算書（第3号様式）
- 三 収支予算書又はこれに代わる書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。

ただし、別表に定める各項目の経費の相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

- 二 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、補助金を交付すべきものと認め、交付の決定をしたときは、補助事業者に補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 2 前条第1号の変更承認申請及び同条第2号の中止・廃止の申請があった場合は前項に準じるものとする。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第7号様式)を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業実施報告書(第8号様式)
- 二 精算書又はこれに代わる書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業が完了しない場合において、補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、当該会計年度終了時点における実績について年度終了実績報告書(第9号様式)を交付決定した年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、事業実績報告書の提出を受けた場合には、速やかに検査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の整備及び保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、整備保管しておかななければならない。ただし、財産処分承認申請書(第12号様式)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第12号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこ

れを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

区分	項目	補助対象経費	補助率	その他
謝金	謝金	・講習会等開催での講師や専門家への謝金及び旅費	当該経費のうち、10/10以内とする。	2万円を上限とする。
資材購入費	資材購入費	・資材購入費		5万円を上限とする。
損料・役員費	使用料・賃借料	・会場使用料 ・車両賃借料 ・機材等賃借料		
	役員費	・講習会等資料印刷費 ・防除活動等に係る傷害保険料		
	燃料費	・事業で使用する車両及び機材の燃料費		
	外部委託費	・駆除した特定外来生物の処分費 ・防除活動の外部委託費		
事務管理費	事務管理費	・事務用品費 ・通信費 ・郵送費 ・手数料等		2万円を上限とする。
				1団体当たり補助金額10万円以内